

平成26年12月5日

経済産業大臣 宮沢 洋一 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

若美風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

電気事業法第46条の13に規定する環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境保全措置の確実な履行を確保するため、責任の所在を明確にするとともに、工事施工業者等への指導に努めること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

- (2) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 準備書に記載されている風力発電機から発生する騒音のパワーレベル及び周波数特性と設置する風力発電機との整合性を確認し、必要に応じて、予測及び評価を再度行い、その結果を評価書に反映すること。

イ 事業実施区域南側に建設中の風力発電所との複合的な影響については予測及び評価を行っていないことから、建設中の風力発電機の諸元を確認し、複合的な影響について予測及び評価を行い、その結果を評価書に反映すること。

また、評価の結果に基づき、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

ウ 事業実施区域周辺には、他の事業者による風力発電所が存在することから、これら風力発電所との複合的な影響が懸念されるため、施設の稼働に伴い周辺住民から苦情が発生した場合は、速やかにその原因を調査し、必要に応じて適切な措置を講じること。

エ 事後調査を稼働後 1 年間に 1 回実施することとしているが、気象条件による影響等を把握できるように調査の回数や地点を適切に設定するとともに、事後調査の結果等を踏まえ、調査の継続の可否を検討すること。

(2) その他

本事業に係る送電設備は、一部区間では埋設されるものの、大部分の区間ではコンクリート柱による架空送電設備が計画されている上、希少鳥獣生息地の保護区として指定されている大潟草原鳥獣保護区の特別保護地区を含む鳥獣保護区を通る計画となっている。このような送電設備は鳥類の生息環境や飛翔行動に影響を及ぼす可能性があることから、鳥類への影響を回避、低減するよう送電設備の施工方法やルートを再検討すること。